

第 1 部

総 則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、府中市防災会議が作成する計画であって、府中市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、府中市の地域における震災に係る災害予防、応急対策及び復旧対策を実施することにより、市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の目標

この計画は、東京都防災会議が平成18年5月に公表した首都直下地震による東京の被害想定を前提とし、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など最近の地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、震災に対処するための各種対策を確立することを目標とする。

第3節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、府中市の地域に係る地震防災対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法に基づく市の地震対策以外の防災に関する計画及び他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。

第4節 計画の習熟

各関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年、府中市防災会議が指定する期日（緊急を要するものは、その都度）までに、計画修正案を提出する。

第2章 首都直下地震による被害想定

第1節 府中市の概況

第1項 地勢の概況

府中市は、首都東京の副都心新宿から西方約22kmに位置し、市の中心はおおむね東経139度28分52秒、北緯35度39分56秒にあり、東は調布市及び三鷹市、西は国立市、南は多摩市及び稲城市、北は小金井市及び国分寺市に接している。

「東西8.75km、南北6.79km、面積29.34km²」の地形は、市の南端を流れる多摩川から北へ1.7kmにわたって海拔約40mの平坦地が広がり、東西に走る平均約6～7mの崖線から北へ約2.5kmにわたって府中段丘が広がっている。この段丘は西端が海拔70mあり、東端が海拔40mで、市内でもっとも高いところは武蔵台3丁目の海拔82mである。

地質は、基礎が三浦層群で、第四紀洪積世に入って陸化し、これに河川による浸食が進み、洪積世中期以降に入って前後2回にわたり波動的に行われた海進、海退によって東京層群として一括した地層が堆積し、それに関連した多摩面、下末吉面等の段丘面が形成された。武蔵野面及び立川面は洪積世後期に行われた海退に伴い、古多摩川の営力により形成された河岸段丘で、最後に洪積世に入って多摩川の運ぶ土砂により、洪積世が完成した。

第2項 面積・人口

<地目別土地面積>

(平成19年1月1日現在)

種 別	面 積 (千m ²)	割 合 (%)
宅 地	16,286	55.51
畑	1,202	4.10
田	588	2.00
山 林	1	0.00
そ の 他	11,263	38.39
合 計	29,340 千m ²	100 %

<世帯と人口（住民基本台帳人口）> (平成19年4月1日現在)

世帯数	人 口			人口密度 (1km ² 当たり)
	総数	男	女	
109,248	238,421	121,765	116,656	8,126

<人口構造> (平成17年10月1日現在)

区 分	第 1 次	第 2 次	第 3 次
就 業 人 口	906	23,128	90,074

第3項 産 業

府中市は、都心から西方22kmに位置し、副都心新宿まで電車で20分という地の利にあり、大国魂神社を中心として東西に甲州街道、北へ川越・国分寺・小金井街道、南へ鎌倉・川崎街道、南部に中央高速道路が走っており経済交通の要衝で、これらの立地条件にめぐまれた本市の産業の中心は、農業から商工業へと移行した。しかしながら、大消費都市を近くにひかえ、農業は経営の近代化や耕地の高度利用を要求され、野菜、果実等の栽培が盛んになっている。一方、消費人口の激増により購買力が増加し商業が伸展している。

<農業の現況> (平成19年1月1日現在)

種 別	人数	人 口	市総人口に対する 割合 %	農 家 数(件)
		計		
農 家 人 口		2,080	0.86	471
主として農業に従事		1,065	0.44	28

<商工業の現況>

商業	商店数	1,895店舗	(平成16年6月1日現在)
	従業者数	16,613人	
	年間商品販売額	520,343百万円	
工業			(平成17年12月31日現在)
	事業所数	249事業所	
	従業者数	12,042人	
	製造品出荷額	739,878百万円	

第2節 被害想定

第1項 前提条件

震災計画の前提条件は、東京都防災会議が平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定報告書」による。

1 想定地震

項目	内容
種類	多摩直下地震（プレート境界多摩地震）
震源	東京都多摩地域
規模	マグニチュード（以下、「M」と表記する。）7.3
震源の深さ	約30～50km

2 気象条件等

気象条件は、各項目の被害が最大となる季節、時刻、風速とし、冬の夕方18時の風速6m/s及び風速15m/sとした。

第2項 想定結果の概要

表 被害想定(首都直下地震による東京の被害想定報告書(平成18年5月公表)より抜粋)

前提条件			被害想定	
夜間人口			226,769人	
昼間人口			221,456人	
面積			29.34km ²	
震度別面積率	5 弱 以下		0.0%	
	5 強		0.0%	
	6 弱		100.0%	
	6 強		0.0%	
建物棟数	木造		44,449棟	
	非木造		9,723棟	
物的被害	建物原因別	被害（全壊）		528棟
		ゆれによる建物倒壊		488棟
		急傾斜地崩壊		40棟
	ゆれによる建物全壊	木造		475棟
		非木造		34棟
	急傾斜地崩壊危険箇所			8箇所
	交通	道路		—
		鉄道		—
	ライフライン	電力施設		停電率 9.5%

		通 信 施 設	不 通 率 8.9%
		ガ ス 施 設	供 給 停 止 率 0.0%
		上 水 道 施 設	断 水 率 22.0%
		下 水 道 施 設	下 水 道 管 き ょ 被 害 率 30.2%
火災	出 火 件 数		15件
	焼 失 面 積		4.64km ²
	焼 失 棟 数 倒 壊 建 物 を 含 む		11,519棟
	焼 失 棟 数 倒 壊 建 物 を 含 ま な い		6,223棟
人的被害	原因別	死 者	72人
		建 物 被 害 屋 内 収 容 物	6人
		急 傾 斜 地 崩 壊	2人
		火 災	55人
		ブ ロ ッ ク 塀 等	8人
		落 下 物	—
	原因別	負 傷 者	1,569人
		ゆ れ に よ る 建 物 倒 壊	602人
		屋 内 収 容 物 の 移 動 ・ 転 倒	382人
		急 傾 斜 地 崩 壊	3人
		火 災	493人
		ブ ロ ッ ク 塀 等	83人
		落 下 物	6人
		う ち 重 傷 者	224人
		ゆ れ に よ る 建 物 倒 壊	32人
		屋 内 収 容 物 の 移 動 ・ 転 倒	65人
		急 傾 斜 地 崩 壊	1人
火 災	108人		
ブ ロ ッ ク 塀 等	18人		
落 下 物	—		
その他	避 難 者 の 発 生 (ピ ーク : 1 日 後)		50,361人
	帰 宅 困 難 者 の 発 生		32,332人
	エ レ ベ ー タ ー 閉 じ 込 め 台 数		63台
	災 害 時 要 援 護 者 死 者 数		19人
	自 力 脱 出 困 難 者		105人
	震 災 廃 棄 物		30万t

※1 小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 帰宅困難者には、国内各地や海外からの訪問者を含む。

表 避難者数

直後	避難者		44,797人
	避難所	生活者	29,118人
	疎開	者	15,679人
1日後	避難者		50,361人
	避難所	生活者	32,734人
	疎開	者	17,626人
4日後	避難者		49,206人
	避難所	生活者	31,984人
	疎開	者	17,222人
1ヶ月後	避難者		44,797人
	避難所	生活者	29,118人
	疎開	者	15,679人

表 距離別の帰宅困難者数

	帰宅困難者数
～ 10km 未満	0人
10km ～ 20km 未満	14,524人
20km ～ 30km 未満	10,720人
30km ～ 50km 未満	5,989人
50km ～	1,099人
合計	32,332人
(滞留者数)	164,392人

表 滞在目的別帰宅困難者数

	帰宅困難者数
業務	7,289人
学校	784人
私事	24,259人
合計	32,332人
(滞留者数)	164,392人

表 距離別滞留者数

	滞留者数
～ 5km 未満	98,890人
5km ～ 10km 未満	18,642人
10km ～ 20km 未満	29,047人
20km ～ 30km 未満	10,720人
30km ～ 50km 未満	5,989人
50km ～	1,099人
合計	164,392人

表 帰宅方面別滞留者数

	滞 留 者 数
東 京 都 中 心 部	2,195人
東 京 都 区 部	6,248人
東 京 都 西 部	140,878人
埼 玉 県	6,553人
神 奈 川 県	7,743人
千 葉 県 ・ 茨 城 南 部	775人
合 計	164,392人

表 滞在目的別滞留者数

	滞 留 者 数
業 務	37,062人
学 校	3,985人
私 事	123,345人
合 計	164,392人

第3章 減災目標

都は平成18年度に公表した被害想定に基づき、地震防災対策特別措置法に基づいた「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」として減災目標を掲げている。

このため、市は、都と共に震災時の被害の軽減を図るべく、減災のための対策を推進する。

第1節 死者の半減

第1項 住宅の倒壊による死者の半減

都では、東京湾北部地震M7.3、朝5時のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者約3,000人を約1,500人に半減としている。

市では、多摩直下地震M7.3において、都と同様に死者の半減に努める。

1 目標を達成するための市の主な対策

- (1) 建物耐震診断助成 (第2部第1章)
- (2) 耐震改修工事の一部助成 (第2部第1章)
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事 (第2部第2章)
- (4) 生垣設置等補助事業 (第2部第2章)
- (5) 家具転倒・落下防止器具等取付事業 (第2部第2章)
- (6) 高層建築物等の避難対策の指導 (第2部第3章)
- (7) 全国瞬時警報システムや緊急地震速報等の整備・利用 (第3部第2章)

第2項 火災による死者の半減

都では、東京湾北部地震M7.3、夕方18時、風速15m/sのケースで、火災を原因とする死者約3,500人を約1,700人に半減としている。

市では、多摩直下地震M7.3において、都と同様に死者の半減に努める。

1 目標を達成するための市の主な対策

- (1) 延焼遮断帯の整備 (第2部第1章)
- (2) 建築物の不燃化促進 (第2部第1章)
- (3) 延焼防止としてのオープンスペースの確保 (第2部第1章)
- (4) 住宅用火災警報器の設置促進 (第2部第3章)
- (5) 出火防止対策の推進 (第2部第3章)
- (6) 初期消化体制の強化 (第2部第3章)
- (7) 火災の拡大対策の推進 (第2部第3章)
- (8) 高層建築物及び地下街の火災予防対策の指導 (第2部第3章)

第2節 避難者の減

第1項 住宅の倒壊や火災による避難者を3割減

都では、東京湾東京湾北部地震M7.3、夕方18時のケースで、住宅の倒壊や火災による避難者約300万人を3割減の約210万人にするとしている。

市では、多摩直下地震M7.3において、都と同様に避難者の減に努める。

1 目標を達成するための市の主な対策

- (1) 建物耐震診断助成 (第2部第3章)
- (2) 建築物の不燃化促進 (第2部第3章)
- (3) 耐震改修工事の一部助成 (第2部第3章)
- (4) 住宅用火災警報器の設置の促進 (第2部第3章)
- (5) 出火防止対策の推進 (第2部第3章)
- (6) 初期消化体制の強化 (第2部第3章)
- (7) 火災の拡大対策の推進 (第2部第3章)

第2項 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅

都では、東京湾東京湾北部地震M7.3、夕方18時のケースで、ライフライン被害等による避難者約100万人を発災後7日以内に帰宅できるようにするとしている。

市では、多摩直下地震M7.3において、都と同様にライフライン被害等による避難者の早期帰宅に努める。

1 目標を達成するための市の主な対策

- (1) 老朽化、耐震性の不足している橋梁の架替、補修 (第2部第1章)
- (2) エレベーターの早期復旧 (第2部第2章)
- (3) 応急危険度判定の早期実施 (第3部第16章)

第3節 外出者の早期帰宅

第1項 外出者を4日以内に帰宅

都では、東京湾東京湾北部地震M7.3、夕方18時のケースで、外出者約1,144万人のうち事業継続のための従事者を除き、全員が発災後4日以内に帰宅できるようにするとしている。

市では、多摩直下地震M7.3において、都と同様に外出者の早期帰宅に努める。

1 目標を達成するための市の対策

- (1) 老朽化、耐震性の不足している橋梁の架替、補強 (第2部第1章)
- (2) 沿道建築物の不燃化促進 (第2部第3章)

第4章 防災機関の業務大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市及び市の地域における関係防災機関が、防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

第1節 府中市

機関の名称	事務又は業務内容
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 秘書に関する事項 2 特命事項の調査に関する事項 3 災害に関する広報及び広聴活動に関する事項 4 庁内連絡及び報道機関との連絡に関する事項 5 災害情報の収集に関する事項 6 指令係との連絡及び各部に対する情報発表に関する事項 7 本部長室の通信事務の統制に関する事項 8 災害派遣職員に関する事項 9 本部職員の給与、給食及びサービスに関する事項 10 職員の災害補償に関する事項 11 災害に関する情報の整理に関する事項
財務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策関係予算事務に関する事項 2 被災者調査（固定資産を除く。）に関する事項 3 被災証明（固定資産を除く。）に関する事項 4 固定資産の被害調査及び被災証明に関する事項 5 市税の減免に関する事項 6 災害対策に必要な車両等の調達及び配車に関する事項 7 輸送機関への協力要請に関する事項 8 庁舎等の防災及び応急修理に関する事項 9 災害対策に必要な物品資材の契約に関する事項 10 市税の徴収猶予等に関する事項

<p>生活文化部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 死傷者の遺族及び事故関係者の受付に関する事項 2 死体埋火葬許可に関する事項 3 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事項 4 住宅の建設及び補修資金の貸付けに関する事項 5 遺体の収容等に関する事項 6 応急仮設住宅の管理等に関する事項 7 避難所の設営及び運営に関する事項 8 避難者の誘導及び輸送に関する事項 9 野外収容施設の管理等に関する事項 10 商工業者の被害状況調査等に関する事項 11 農作物の被害状況の調査等に関する事項 12 食料及び日用品の調達に関する事項 13 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
<p>福祉保健部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金品の受領及び配分に関する事項 2 避難収容者に対する援護活動に関する事項 3 救助物資の管理に関する事項 4 救助物資の輸送及び配分に関する事項 5 医師会、歯科医師会等への協力要請に関する事項 6 救護所の整理及び開設に関する事項 7 災害救護用医薬品及び衛生材料の調達に関する事項 8 感染症の予防に関する事項 9 災害時要援護者（高齢者・障害者等）の安全確保に関する事項 10 ボランティアの総合調整に関する事項 11 二次避難所の設営及び運営に関する事項 12 医療関係機関との連絡調整に関する事項 13 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
<p>子ども家庭部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者（母子等）の安全確保に関する事項 2 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項

環 境 安 全 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室の庶務に関する事項 2 本部職員の動員に関する事項 3 本部の指令、要請、通報の発議に関する事項 4 消防団に関する事項 5 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事項 6 他の部及び部内他の係に属さない事項 7 災害情報システムの運用に関する事項 8 便所、下水等の不潔箇所の消毒に関する事項 9 害虫等の駆除に関する事項 10 防疫班の編成に関する事項 11 感染症患者及び伝染場所の消毒に関する事項 12 関係防災機関との連絡調整に関する事項 13 じんかい及びがれきの処理に関する事項 14 し尿の処理に関する事項 15 応急的清掃事業の指導及び監督に関する事項 16 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 17 下水道施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
都 市 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の保全管理に関する事項 2 建設業者等への協力要請に関する事項 3 障害物の除去に関する事項 4 道路、橋梁等の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 用水施設の点検整備及び応急復旧に関する事項 6 文教施設及び公共施設の災害補修に関する事項 7 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事項 8 応急危険度判定に関する事項 9 給水状況の調査及び結果の報告に関する事項 10 断水地区の情報収集及び告知に関する事項 11 災害状況の調査、報告及び連絡に関する事項 12 復旧に必要な資材・器材の調達に関する事項 13 水道施設及び浄水施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 14 管工事業者への協力要請に関する事項 15 応急給水に必要な飲料水の確保に関する事項 16 応急給水の実施に関する事項 17 エレベーターの閉じ込め対策に関する事項
出 納 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な収支命令の審査及び現金の支払執行に関する事項 2 災害対策に必要な物品の出納保管及び需給調整に関する事項

学 校 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立学校との連絡調整に関する事項 2 文教施設の災害記録の収集に関する事項 3 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項 5 学校施設等の避難所の設営及び運営の協力に関する事項 6 教材、学用品等の調達及び配給に関する事項 7 学校の給食に関する事項 8 被災学校の保健衛生に関する事項 9 避難者に対する食料の供給に関する事項
生 涯 学 習 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 体育施設等の避難所開設・運営に関する事項 2 遺体の収容等の協力に関する事項 3 救援物資の保管に関する事項 4 所管施設の点検・整備及び応急復旧に関する事項
水と緑事業本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅設営地の整備等に関する事項 2 環境安全部に対する応援に関する事項
地 区 整 備 推 進 本部、議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策部に対する応援に関する事項
事 業 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 他市町村への応援に関する事項 2 他部への応援に関する事項
監査事務局、選挙 管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部への応援に関する事項
府中市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災その他の災害の予防、警戒及び被害の軽減に関する事項 2 人命の救出及び救急に関する事項 3 死者及び行方不明者の捜索に関する事項 4 応急給水の実施に関する事項

第2節 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
警 視 庁 第八方面本部 府中警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事項 2 被災者の救出及び避難・誘導に関する事項 3 行方不明者の調査に関する事項 4 遺体の検視に関する事項 5 交通規制に関する事項 6 公共の安全と秩序の維持に関する事項
東 京 消 防 庁 第八消防方面本部 府中消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事項 2 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事項 3 人命の救助及び救急に関する事項 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の指導に関する事項 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事項 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事項
東 京 都 北多摩南部 建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事項 2 道路及び橋梁の保全に関する事項 3 水防に関する事項 4 河川及び道路等における障害物の除去に関する事項
東 京 都 多摩府中保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域保健医療全般の情報センターに関する事項 2 防疫その他保健衛生に関する事項
東 京 都 西部公園緑地 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園の保全及び震災時の利用に関する事項
東 京 都 流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道本部所管の幹線災害応急対策及び災害復旧工事に関する事項 2 下水道施設の被害調査及び復旧作業の技術支援等に関する事項
東 京 都 水 道 局 多摩水道改革 推進本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水所などの施設の災害応急対策及び災害復旧工事に関する事項 2 応急給水活動に関する事項

第3節 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 京王電鉄(株) 西武鉄道(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関する事項 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
(株)NTT東日本 — 東京西	1 電気通信設備の建設及び保全に関する事項 2 災害時における通信の調整・確保に関する事項
東京電力(株) 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事項 2 電力需給に関する事項
東京ガス(株) 多摩支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関する事項 2 ガスの供給に関する事項
郵便事業株式会社 武蔵府中支店	1 災害地における郵便はがきの無償交付に関する事項 2 災害時における避難及び救護のための施設及び用地の提供に関する事項 3 災害時における緊急連絡用車両の提供に関する事項 4 被災した市民の避難先及び被災状況の情報提供に関する事項

第4節 協力機関

機関の名称	事務または業務の大綱
府中市医師会 府中市歯科医師会 府中市接骨師会 府中市薬剤師会	1 災害時における医療及び助産救護に関する事項
府中金融団	1 災害時における特別融資に関する事項
府中市 建設業協会	1 災害時における建設活動の協力に関する事項 2 作業員等の補充・動員に関する事項
府中市赤十字 奉仕団	1 罹災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 2 医療及び助産救護に対する協力 3 帰宅困難者への支援のためのエイドステーションの設置・運営に関する事項

自主防災組織 自治会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助、救急活動の実施・協力に関する事項 2 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力に関する事項 3 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 4 被害状況調査等・災害対策業務全般について協力
府中市社会福祉 協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救助、救急活動の実施・協力に関する事項 2 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力に関する事項 3 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力 4 被災状況調査等・災害対策業務全般についての協力
東京都石油商業 組合府中支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料の確保に関する協力 2 災害時における救助・救急活動の実施・協力に関する事項
府中市プロパン ガス商工組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料の確保に関する協力 2 被災状況調査等・災害対策業務全般についての協力
府中市 燃料商組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料の確保に関する協力 2 被災状況調査等・災害対策業務全般についての協力
(社)東京都トラック 協会多摩支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事項
府中市管工事協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急給水の実施・協力に関する事項 2 上・下水道の応急復旧の実施・協力に関する事項
府中市内農産物等 生産者団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における農産物の優先供給に関する事項
府中市電設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の電気安全保安に関する事項 2 応急電力・照明供給に関する事項
府中市清掃組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震・風水害等時における廃棄物処理等に関する事項
株式会社ジェイコ ム 東京	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における災害情報の放送等に関する事項
東京多摩青果株式 会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における青果物の提供及び避難場所等の敷地利用に関する事項
府中消友会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における地域応急活動に関する事項

第5節 市民・事業所のとるべき措置

<p>市民</p>	<p>災害を防止するため、相互に協力するとともに、各機関が行う防災事業に協力し、近隣住民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家具転倒防止等家庭での予防・安全対策に努めること 2 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保に努めること 3 避難の際には、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めるなど出火の防止に努めること 4 初期消火に必要な用具の準備を心がけること 5 2～3日分の食料・飲料水の備蓄、非常持ち出し袋の準備を心がけること 6 避難の経路、場所及び方法についての確認を行うこと 7 災害時には、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者を助け、また救助・救急活動に協力すること 8 行政機関や事業者などと協力し、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めること
<p>事業所</p>	<p>各機関が行う防災事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害防止のほか、震災後の市民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都及び市が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成すること 2 災害時における行動マニュアルを作成すること 3 防災態勢を整備し、防災訓練を実施すること 4 災害応急対策に必要な資器材を確保すること 5 災害時には、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者を助け、また、救助・救急活動に協力すること 6 災害時には、事業所に来訪する顧客、従業員及び周辺住民ならびにその管理する施設及び設備の安全の確保に努めること 7 災害時には、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めること